

産指第1250号
令和3年6月25日

教育庁私学課長 様

環境農林水産部循環型社会推進室長

水銀温度計等の回収促進に向けた協力について（依頼）

日頃から、大阪府の環境行政の推進に御協力をいただき御礼申し上げます。

この度、環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課から、別添のとおり周知依頼がありました。

つきましては、「水銀温度計等の回収全般に関する技術的な助言等による支援（回収促進事業）」をご活用いただくとともに、貴所管学校及び政令市（廃棄物処理法施行令第27条に定める指定都市等（※大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市、東大阪市）をいう。）を除く域内の市町村教育委員会に回収促進事業について周知していただきますようお願いいたします。（※私立学校の対象は、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校及び各種学校とします。）

なお、別添の依頼については、環境省が文部科学省担当部局と協議済みであることを申し添えます。

お忙しいところ恐れ入りますが、御協力いただきますようよろしく申し上げます。

事務担当

循環型社会推進室 産業廃棄物指導課

排出者指導グループ 藪下

TEL : 06-6210-9570（直通）

FAX : 06-6210-9561